

報道関係者 各位

Press Release

平成 24 年 5 月 17 日 【照会先】

老健局 高齢者支援課

高齡者 住 対策 専門官 山口 義敬 (内線 3981)

主 查 小林 盛正(内線 3981)

(代表電話) 03(5253)1111

(直通電話) 03(3595)2888

「未届の有料老人ホームに対する指導状況等におけるフォローアップ調査(第3回)」結果

厚生労働省では、第3回目の「未届の有料老人ホームに対する指導状況等におけるフォローアップ調査」を実施し、このほどその結果を取りまとめましたので発表します。

本調査は、老人福祉法で施設名称や管理者などを届け出ることを義務づけられている 有料老人ホームに該当しながら、届出が行われていない施設の、届出や指導の状況について、都道府県からの報告内容をまとめたものです。また今回は、前払金の保全措置の 実施状況についてもあわせて調査を行いました。

その結果、平成23年10月31日時点で全国の未届の有料老人ホームの数は259件と、第2回目の調査から11件増加し、届出手続が進んでいない実態が判明しました。

前払金の保全措置の実施状況は、内閣府消費者委員会から厚生労働大臣に出された 「有料老人ホームの前払金に係る契約の問題に関する建議」(平成22年12月)の中で、 前払金の保全措置が義務づけられているにもかかわらず、保全措置が講じられていない 事業所が相当数存在している可能性が指摘されていたため、調査を行ったものです。

その結果、有料老人ホームが実際に前払金を徴収している事例は1,165件あり、この うち、保全措置が講じられていない施設は231件にのぼることが分かりました。

調査結果から、取り組みを徹底する必要性が確認できたため、厚生労働省では、5月17日付けで各都道府県、指定都市、中核市に対し、

- 1) 一層の届出促進指導などの取り組みを徹底する必要があること
- 2) 有料老人ホーム事業者に対して、前払金の保全措置が必要であることを周知徹底 すること
- 3) 前払金の保全措置を講じていない有料老人ホームの事業者に対して、改善に関する取り組みを速やかに行うよう指導するとともに、悪質な場合には罰則適用を視野に入れた上で、指導の徹底を図ること

といった通知を出し、さらなる指導を要請します。

なお本調査については、今年 10 月時点での状況を調べる第 4 回フォローアップを実施する予定です。

「未届の有料老人ホームに対する指導状況等におけるフォローアップ調査(第3回)」結果

1. 前回調査において未届だった有料老人ホームの指導状況について

() は割合

		1 / !- !!!				
		施設数				
	平成 22 年 10 月 31 日時点において未届だった有料老人ホーム (※1)数					
(W = 7 %)	有料老人ホーム非該当等(※2)	(100.0%) 22 件 (8.9%)				
	平成 23 年 10 月 31 日までに届出済	62 件 (25. 0%)				
	平成 23 年 10 月 31 日時点で未届	164 件 (66. 1%)				

- ※1 「有料老人ホーム」には、実態把握中だったものを含む。
- ※2 「有料老人ホーム非該当等」と判断されたものは、前回調査後の実態把握の結果、有料老人ホーム事業を廃止したものや食事等のサービスを提供していなかったことが明らかとなったもの、など

2. 有料老人ホームの届出状況について

(1) 各調査期間内における新規の届出状況 (フロー)

	33331	H21. 5. 1-H21. 10. 31	H21, 11, 1-H22, 10, 31	H22. 11. 1-H23. 10. 31	
(1)有料老人ホーム数	782 件	913 件	1, 103 件	
	②届出施設数	619 件	854 件	1,008件	
	③未届施設数	163 件	59 件	95 件	
4)届出率(①/③)	出率(①/③) 79.2%		91.4%	
(5	未届率 (②/③) 20.8%		6. 5%	8. 6%	

(2)各調査時点における届出状況 (ストック)

		H21.10.31 時点	H22. 10. 31 時点	H23. 10. 31 時点	
有	「料老人ホーム数	5, 253 件	5,966件	6, 985 件	
l	届出施設数	4,864件	5,718件	6, 726 件	
	未届施設数	389 件	248 件	259 件	

3. 未届有料老人ホームにおける入居者処遇等に係る指導状況について

		施設数	入居者の処遇等 に係る指導	
未届	首有料老人ホーム数	226 件	82 件	
	平成 23 年 10 月 31 日時点で届出済	62 件	31 件	
	平成 23 年 10 月 31 日時点で未届	164件	51 件	

(参考) 入居者の処遇等に関する指導の主な事例数

- ○一部屋に複数人が生活しているため、個室化などによりプライバシーを確保するよう指導(6)〔群馬県,埼玉県,東京都,山梨県,和歌山県,佐賀県〕
- 〇居室の面積が狭いため、生活に必要なスペースを確保するよう指導(6) 〔群馬県, 埼玉県, 東京都, 岐阜県, 福岡県, 佐賀県〕
- ○廊下が狭く、車椅子での移動に支障をきたすため、改善を指導(5) 〔群馬県, 埼玉県, 東京都, 山梨県, 岐阜県〕
- ○行動制限は、緊急やむを得ない場合に限定し、その記録を保存するように指導(3) 〔東京都,神奈川県,岐阜県〕
- ○入居一時金の保全措置を講じるよう指導(3)[埼玉県,東京都,岐阜県]
- ○夜間に人員が配置されていないなどの不備があるため、緊急時に対応可能な体制 を確保するよう指導(2)[宮城県,東京都] 等

※()内の数字は指導した都道府県数

4. 有料老人ホームにおける前払金の保全措置の状況について

	施設数
平成 18 年 4 月 1 日以降(※ 1)に設置された有料老人ホーム数 (※ 2)	. 4,775件
(うち)前払金を徴収している施設数	1, 165 件
(うち)前払金の保全措置を講じている施設数	934 件
(イ)銀行等による保全金額に相当する部分の連帯保証	296 件
(ロ)親会社による保全金額に相当する部分の連帯保証	125 件
(ハ)返還債務の不履行により入居者に生じた損害のうち、保全金額 に相当する部分を保険事業者がうめることを約する保証保険	3 件
(二)信託会社等との間における、入居者を受益者とす る信託契約	170 件
(ホ)一般社団法人又は一般財団法人で高齢者の福祉の増進に寄与することを目的として設立されたものとの間において、一時金について有料老人ホームの設置者が返還債務を負うこととなる場合に備えた保全のための契約を締結することであって、(イ)から(ニ)に準ずるものとして都道府県知事が認めるもの※(へ)に該当するものを除く	0 件
(へ)全国有料老人ホーム協会による入居者基金	340 件
(うち)前払金の保全措置を講じていない施設数	231 件

^{※1} 老人福祉法第29条第7項の規定により、同日以後に事業を開始した有料老人ホームについては、前払金の保全措置を講じる必要がある。

^{※2} 施設数には、未届の有料老人ホームで実態が把握できたものを含む。

未届の有料老人ホームに対する施設の届出、入居者処遇等に係る指導状況について

		有料老人ホージ	ムの届出状 兄	未屆有料老人ホーム数						
										平成22年11
	都道府県	3道府県 有料老人・未届の有料 平成23年10月31日 ・			31日まで届 平成23年10月31 未届		1日時点で 押場 たま			
	出済施設数		設数		入居者処遇等 に係る指導件 数		入居者処遇等 に係る指導件 数		入居者処遇等 に係る指導件 数	人术一厶数
1	北海道	244	0	0	0	0	0	0	0	0
2	青森県	183	0	2	2	2	2	0	0	0
3	岩手県	97	3	3	0	0	0	3	0	0
4	宮城県	86	2	2	1	1	0	1	1	1
5	秋田県	47	1	3	0	3		0	_	1
6	山形県	112	0	0	0	0		0		0
7	福島県	97	0	0	0	0		0		0
8	茨城県	59		8	0	2		6		2
9	栃木県	46	5	3	0	1	0	2		3
10	群馬県	153	8	7	7	2	2	5		3
11	埼玉県 千葉県	284 283	23	6 2 5	6	2	0	5 23		0
12	東京都	519	28	33	31	6	4	23	27	1
14	神奈川県	543	24	41	17	17	17	24	0	0
15	新潟県	92	0	0	0	0		0		0
16	富山県	25	0	0	0	0	0	0		0
17	石川県	43	0	0	0	0		0		0
18	福井県	16	0	0	0	0	0	0		0
19	山梨県	14	3	3		0		3	2	0
20	長野県	138	9	0	0	0	0	0		9
21	岐阜県	74	2	2	1	2	1	0	0	2
22	静岡県	124	6	. 9	0	3	0	6	0	0
23	愛知県	339	2	3	0	1	0	2	0	0
24	三重県	111	4	4	4	0	0	4	4	0
25	滋賀県	13	0	0	0	0	0	0	0	0
26	京都府	36	1	1	. 1	0	0	1	1	0
27	大阪府	456	14	20	0	6	0	14	0	0
28	兵庫県	150	3	4	4	1	1	3	3	0
29	奈良県	37	0	0	0	0	0	0		. 0
30	和歌山県	38	45	11	3	2		9		36
31	鳥取県	26	0	0	0	0		0		0
32	島根県	48	0	0	0	0		0		0
33	岡山県	137	2	2	0	2	0	0		2
34	広島県	93	0	. 0	0	0		0		0
35	山口県 徳良県	133	0	0	0	0				0
36	徳島県 香川県	28 83	0	0	0	0				0
37	登媛県 愛媛県	90	7	8	0	1	0			0
39	高知県	46	2	1	0	- '				1
40	福岡県	436	11	11	2	3				3
41	佐賀県	61	2	3	1	1		2	·	0
42	長崎県	120	0	0	0	0				0
43	熊本県	231	0		0	0		0		0
44	大分県	198	0	0	0	0				0
45	宮崎県	162	1	1	0	0				0
46	鹿児島県	160	1	0	0	0				1
47	沖縄県	215	34	10	0	3		7		27
П	合 計	6,726	259	226	82	62	31	164	51	95

前払金の保全措置の状況について

		平成18年4月1日以降に設置された有料老人ホーム数										
		前払金を徴収している施設数										
					金の保全措置で		:設数					
				Bdissi	(イ)銀行等に	(ロ)親会社に よる保全金額 に相当する部	(ハ)返還債務は の不居債害を りた、保持を である事で に分者が がする 保証 の の の の の の の の の の の の の の の の の の	(二)信託会社 等との間にお ける、入居者 を受益者とす る信託契約	(木)一般財団法人又高 能者の将並のを目的 能者の将並のを目的 において、科 を目的において、科 にの間において、人 大木一人の設置者が との間において、 大木一人の設置者が とのための野さたとなった。 を全のための野かってずる ものとして都立もの が(へ)に該 のを除く	(へ)全国有料 老人ホーム協 会による入居	(うち)前払金の 保全措置を講 じていない施 設数	指導件数
1	北海道	190	47	47	21	0	0	0	_			
2	青森県	166	1	1	1	0	0	0	_	_		
3	岩手県 宮城県	69 65	9 31	3 17	2 3	3	0	1 4	0			1
5	秋田県	43	2	2	0	0	0	1	0		0	_
6	山形県	69	37	2	1	0	0	1				19
7	福島県	92	9	5	5	0	0	0	0	0	4	0
8	茨城県	31	11	10	0	0	0	4	0			1
9	栃木県	32	19	15	14	0	0	1	0			4
10 11	群馬県 埼玉県	133 185	17 84	13 68	1 22	10	0	3 14	0			16
12	千葉県	179	88	71	25	2	0	19				
13	東京都	274	208	202	31	67	0	43			6	6
14	神奈川県	321	168	168	44	7	1	36	0	80	0	
15	新潟県	73	29	28	20	0	0	0	0	8	1	1
16	富山県	23	0	0	0	0	0	0				
17 18	石川県 福井県	36 13	2 5	2 5	1 5	0	0	0	_		0	
19		11	5	5	1	0	0	2				· -
20	長野県	126	36	17	10	0	1	3				C
21	岐阜県	51	7	3	1	0	0	0	0	_ 2	4	2
22	静岡県	82	36	24	3	1	0	5				12
23	愛知県	207	31	28	7	7	0	8				3
24 25	三重県 滋賀県	98 7	1 6	3	0	0	0	0				3
26	京都府	26	16	15	3	0	0	1	0			1
27	大阪府	322	68	58	21	9	0	12				
28	兵庫県	86	52	41	7	14	0	6	0	14	11	11
29	奈良県	25	7	4	0	0	0	1	0			2
-	和歌山県	36	11	4	1	0	0	0				7
31 32	鳥取県島根県	18 34	1 5	1 3	1 2	0	0	0	_			
33	岡山県	88	17	15	12	1	0	0				
34	広島県	47	22	2	2	0	0	0				7
35	山口県	106	3	2	1	0	0	1				
36	徳島県	25	1	1	1	0	0	0				
37	香川県	58 62	1	1	0	0	0					
38 39	愛媛県 高知県	62 40	1	0 2	0	0	0	0				_
40	福岡県	275	23	22	9	2	1	2				1
41	佐賀県	57	2	2	2	0	0	0				
42	長崎県	91	18	2	_1	0	0	0	0	1	16	0
43	熊本県	187	4	4	4	0	0					-
44	大分県	148	5	2	0	2	0					
45	宮崎県	122	0	12	0	0	0	0				
46 47	庭児島県 沖縄県	144 202	14 3	12	9	0	0	1	0			2
		4775		934	296	125	3	170				116